

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

社会福祉法人 全国盲ろう者協会
理事長 真砂 靖

社会福祉法人 全国盲ろう者協会の概要

1. 設立年月日:平成3年3月2日

2. 活動目的及び主な活動内容:

全国の盲ろう者の福祉を目的として創設され、盲ろう者の更生相談に応ずる事業、盲ろう者に係る社会福祉事業に関する連絡を行う事業を行うとともに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に係る研修会などの開催、全国盲ろう者大会の開催、盲ろう者国際協力推進など盲ろう者支援にかかる活動を長年にわたり展開している。

【主な活動内容】

- ・ 全国盲ろう者大会の開催
- ・ 盲ろう者生活相談事業
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- ・ 盲ろう者福祉啓発事業
- ・ 盲ろう者国際協力事業
- ・ 盲ろう者情報機器活用訓練等事業
- ・ 全国盲ろう者団体ニューリーダー育成研修事業
- ・ 盲ろう者の総合リハビリテーション・システム事業
- ・ 盲ろう者の地域団体の創業支援事業(同行援護事業所開設支援)
- ・ 盲ろう者の専門誌「コミュニカ」の発行

3. 関係する盲ろう者地域団体数(盲ろう者友の会):48団体(46都道府県 2023年3月末時点)

4. 当協会登録盲ろう者数:973人(2023年3月末時点)

5. 法人代表: 理事長 真砂 靖

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施

(1) サービス提供責任者の資格要件について

盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、盲ろう者の障害特性やコミュニケーション方法を熟知し、盲ろう者支援に一定の経験を有するサービス提供責任者の配置が求められるが、このような専門人材が「介護福祉士」などの一般的なサービス提供責任者の資格を有していることは稀であり、サービス提供責任者の確保に著しい困難を生じている。サービス提供責任者の資格要件として、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業コーディネーター経験者、または盲ろう者向け通訳・介助員従事者、同行援護事業における従業者で盲ろう加算の対象となる従業者等の、一定年数経験者が配置できるように検討いただきたい。

(2) 新たな加算の新設について

盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、利用者との契約、個々の利用申し込みへの対応、各種計画の作成等々の事業所としての業務全般において、一般の視覚障害者が利用する事業所よりも多くの業務時間を要しているのが実態である。現行の盲ろう者の加算とは別に、多数の盲ろう者を登録している同行援護事業所への加算を検討していただきたい。

(3) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準額の見直しについて

現行の同行援護の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したものとはなっていない。盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送るうえで欠くことができない、また、日々継続的に必要なものであることから、十分な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しを求める。

(4) 同行援護従業者の確保に関する環境整備について

盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講するにあたって、地域によっては、過疎地や遠隔地で同行援護従業者養成研修の開催がすすんでおらず、従業者がいない、または大変少ない状況にあり、サービスの提供がままならない状況にある。全国どこの地域に住んでいても、サービス提供が受けられる環境整備が望まれる。従業者を安定的に確保するために、例えば、同行援護従業者養成研修をオンラインにより実施することで、従業者の確保が容易になるような、環境整備、方向性を、国として示していただきたい。

(5) 事務手続きの一元化について

地域によっては、実績記録表提出を求めるところ、国保連への請求事務においても地域によるばらつきが見られる。事務量の増加・煩雑さを軽減するためにも、地域ごとの対応のばらつきがないよう、統一した指針を自治体に示していただきたい。

(6) 通所、通学における同行援護の利用について

重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたが、通所、通学については対象とされていない。盲ろう者(児)が利用できる通所事業所や学校は限られており、広域的な利用をせざるを得ないため、事業所などの一般的な送迎サービスを利用することは困難である。このため、公共交通機関などを利用した人的な移動支援として、同行援護の利用を認める必要がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助

(1)盲ろう者の意思疎通支援について

盲ろう者が利用している就労継続支援B型等の事業所では、全体のミーティングや業務上の打合せ、利用者同士の連絡などにおいて意思疎通支援が必要な場面が日常的に存在している。しかしながら、盲ろう者はコミュニケーション方法が多様で、また、1対1の体制による意思疎通支援が必要であるため、全体手話通訳者の配置などを想定した現行の視覚・聴覚言語障害者支援加算では対応できない。盲ろう者が利用する就労継続支援B型などについては、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるなどの措置を講ずる必要がある。

(2)他の訪問系サービスの併用について

盲ろう者が就労継続支援B型等を利用するにあたっては、意思疎通支援に関して1対1の支援が必要である。このため、このような事業所への同行援護従業者(盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者に限る。)の派遣を認める必要がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

1 同行援護における盲ろう者向け事業の実施

(1) サービス提供責任者の資格要件について(視点1)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・同行援護事業所におけるサービス提供責任者の資格要件として「介護福祉士」あるいは「介護福祉士実務者研修終了者」と規定されている。盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、盲ろう者の障害特性やコミュニケーション方法を熟知し、盲ろう者支援に一定の経験を有するサービス提供責任者の配置が求められるが、このような専門人材が「介護福祉士」などの一般的なサービス提供責任者の資格を有していることは稀であり、現場において求められる専門性と現行制度上において求められる資格要件との間に明らかな「ズレ」が生じている。このため、盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、サービス提供責任者の確保に著しい困難を生じている。

【意見・提案の内容】

・サービス提供責任者の資格要件として、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業コーディネーター経験者、または盲ろう者向け通訳・介助員従事者、同行援護事業における従業者で盲ろう加算の対象となる従業者等の、一定年数経験者が配置できるように検討いただきたい。

(2) 新たな加算の新設について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者が同行援護を利用するにあたっては、一般の視覚障害者の場合と比較して、同行援護従業者(盲ろう者向け通訳・介助員)に高い専門性が求められ、その業務内容も困難性が高いことから、特別の加算が設けられている。しかしながら、盲ろう者を主な対象とした同行援護事業所においては、利用者との契約、個々の利用申し込みへの対応、各種計画の作成等々の事業所としての業務全般において、一般の視覚障害者が利用する事業所よりも多くの業務時間を要しているのが実態である。

【意見・提案の内容】

・現行の盲ろう者の加算とは別に、多数の盲ろう者を登録している同行援護事業所への加算を検討していただきたい。それにより、サービス提供責任者を補佐する人員等の確保を容易にし、盲ろう利用者への手厚いサービス提供が可能となる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(3) 同行援護の報酬に係る国庫負担基準の見直しについて(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・同行援護の報酬に係る現行の国庫負担基準については、盲ろう者の移動支援及び意思疎通支援(通訳・介助サービス)を想定したものとはなっていない。盲ろう者は、視覚障害と聴覚障害を重複することにより、外出時の危険察知や定位などに大きな困難があり、意思疎通の困難性も踏まえれば、人的支援を受けずに外出することは極めて困難である。盲ろう者にとっての移動支援と意思疎通支援は、盲ろう者が健康で文化的な最低限度の生活を送る上で欠くことのできないものであり、また、日々継続的に必要なものである。しかしながら、現行の同行援護の国庫負担基準は、一般的な視覚障害者の外出支援を想定して算定されていることから、これを実質的な給付量の目安としている市町村においては、各種の加算対象となって報酬単価の高い盲ろう者の派遣時間を、一般の視覚障害者よりも短くしているような事例も散見される。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者にとって必要な派遣時間を確保できるよう、盲ろう者支援に係る国庫負担基準の見直しが必要である。また、国庫負担基準にかかわらず(一律に支給上限額を定めるようなことなく)、ひとり一人の盲ろう者の必要に応じた給付決定を行うよう、自治体への周知をお願いしたい。

(4) 同行援護従業者の確保に関する環境整備について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者向け通訳・介助員が同行援護従業者養成研修を受講するにあたって、地域によっては、同県内における過疎地や遠隔地で同行援護従業者養成研修の開催がすすんでおらず、従業者がいない、または大変少ない状況にあり、サービスの提供がままならない状況にある。全国どこの地域に住んでいても、サービス提供が受けられる環境整備が望まれる。

【意見・提案の内容】

・全国どこの地域に住んでいてもサービス提供が受けられるようにするためには、過疎地や遠隔地での従業者を安定的に確保するために、例えば、同行援護従業者養成研修をオンラインにより実施することで、従業者の確保が容易になるような、環境整備、方向性を、国として示していただきたい。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(5) 事務手続きの一元化について(視点4)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・地域によっては、実績記録表提出を求めるところ、国保連への請求事務においても地域によるばらつきが見られる。

(例)「1時間1分」の場合は、「1時間以上1時間30分未満(433単位)」に該当すると考えられるが、

A地域: 1時間14分まで1時間、1時間15分から1時間30分までが1時間30分

B地域: 1時間19分まで1時間

【意見・提案の内容】

・事務量の増加・煩雑さを軽減するためにも、地域ごとの対応のばらつきがないよう、統一した指針を自治体に示していただきたい。

(6) 通所、通学における同行援護の利用について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・重度障害者等の通勤や職場等における支援については、令和2年度に地域生活支援事業において、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業」が創設されたところであるが、就労継続支援B型や生活介護などの事業所への通所及び特別支援学校への通学については、対象とされていない。盲ろう者(児)は利用できる事業所なども限られているため、広域的な利用(遠距離からの通所、通学)をせざるを得ない。このため一般的な事業所などの送迎サービス(送迎車両)を利用することは困難であり、公共交通機関などを利用した人的な移動支援(ガイドヘルプ)が必要である。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者(児)が、就労継続支援B型や生活介護などの事業所に通所したり、特別支援学校等に通学する場合に、同行援護の利用を認める必要がある。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

2 盲ろう者が利用する就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助

(1)盲ろう者の意思疎通支援について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者が利用している各種通所サービスや共同生活援助の事業所においては、朝、夕の全体ミーティングや各種打合せ、交流会などのほか、利用者への個別の指示や、利用者同士の連絡、相談など、意思疎通支援が必要な場面が日常的に存在している。視覚障害のみの場合は、音声による意思疎通が可能であり、聴覚障害のみの場合は、職場内に全体手話通訳者1名が配置されていれば意思疎通支援は可能で、また、聴覚障害の利用者同士の手話による意思疎通も可能である。

しかしながら、盲ろう者の場合は、コミュニケーション方法が、触手話、弱視手話、指文字、指点字、手書き文字(手のひら書き)などで、意思疎通支援には、1対1の対応が必要であり、コミュニケーション方法が異なれば、盲ろう者同士であっても意思疎通支援が必要である。このようなことから、現行の視覚・聴覚言語障害者支援加算では対応できない。

現行の福祉専門職員配置加算においては、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士は加算の対象となるが、盲ろう者向け通訳・介助員を配置しても、加算算定の対象外である。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者の意思疎通支援が必要な場面において、1対1の支援を可能とする特別加算を設けるべきである。福祉専門職員配置等加算の算定には、盲ろう者向け通訳・介助員の配置も反映させるべきである。

(2)他の訪問系サービスの併用について(視点2)

【意見・提案を行う背景、論拠】

・盲ろう者が就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助等の事業所を利用するにあたっては、上記(1)記載のとおり、意思疎通支援に関して1対1の支援が必要である。このような支援体制を、当該事業所に対する報酬の加算だけでなく、他の訪問系サービスを併用することで実現することも可能である。

【意見・提案の内容】

・盲ろう者の意思疎通支援が必要な場合においては、就労継続支援B型、生活介護、共同生活援助などの事業所への同行援護従業者(盲ろう者向け通訳・介助員の資格を有する者に限る。)の派遣を認めるべきである。

(参考資料)

1 盲ろう者の状況（平成24年度「盲ろう者に関する実態調査報告書」 全国盲ろう者協会）

(1) 全国の盲ろう者数の推計 14, 329人（身体障害者手帳に、視覚と聴覚の両方の障害が記載されている者）

(2) 盲ろう者の年齢構成

・15歳未満	0. 8%
・15歳～65歳未満	18. 1%
・65歳以上	77. 4%

(3) 盲ろう者の総合障害等級(身体障害者手帳)

・総合1級	49. 5%
・総合2級	25. 6%
・その他	24. 9%

2 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業利用者数の推移（派遣事業所利用登録盲ろう者数 全国盲ろう者協会調べ）

・2018年度	1, 137人
・2019年度	1, 161人
・2020年度	1, 168人
・2021年度	1, 183人
・2022年度	1, 168人

3 盲ろう者向け通訳・介助員数の推移（派遣事業所登録通訳・介助員数 全国盲ろう者協会調べ）

・2018年度	6, 298人
・2019年度	6, 327人
・2020年度	6, 486人
・2021年度	6, 482人
・2022年度	6, 173人

4 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の一人当たり利用可能時間（2020年度の全国平均 全国盲ろう者協会調べ）

・年間利用可能時間	191時間
・月間利用可能時間	16時間

※利用可能時間とは、各都道府県(指定都市・中核市)の派遣事業予算計上額(管理費等を除く)を、利用盲ろう者と時間単価で除した数値の全国平均